

平成26年6月17日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣様  
総務大臣  
防衛大臣

下諏訪町議会議長 中村 奎司

### 「防衛装備移転三原則」撤回を求める意見書

政府は、「武器輸出三原則」を撤廃し、武器や関連技術の輸出を包括的に解禁する「防衛装備移転三原則」を4月1日に閣議決定しました。これまで「ミサイル防衛」の日米共同開発や第三国への輸出容認など、「例外」規定を積み重ねて「武器輸出三原則」の形骸化を進めてきましたが、今回の措置は、半世紀近くにわたって堅持されてきた原則を放棄する大転換となります。

「武器輸出三原則」は、政府自身が「憲法の平和主義の精神にのっとりたもの」とくりかえし答弁してきたもので、憲法9条の理念に則った国是としてきたものです。今回の新原則は、「平和国家としての基本理念及びこれまでの平和国家としての歩みを引き続き堅持」と述べていますが、武器輸出を禁止してきた原則を撤廃する決定が、憲法の平和原則の精神と相いれないことは明らかです。また、新原則は、「紛争当事国や国連決議に違反する場合は輸出を認めない」としていますが、従来原則で禁輸対象とされた国際紛争の「恐れのある国」が削除されるなど、国際紛争の助長につながる危険性が限りなく増大します。戦後、日本が武器を輸出してこなかったことで果たしてきた積極的な役割や国際的信頼を自ら傷つけることとなります。

武力で平和をつくることはできません。非軍事的構想に基づく安全保障による平和の構築こそ、世界中の国々や国民が望んでいることです。

よって、国におかれては、武器輸出三原則「見直し」を行わず、「防衛装備移転三原則」を撤回することを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。